

各地区を巡回します

犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病の予防注射は、1年に1回受けることが法律で義務付けられています。

町では、各地区を巡回し犬の登録と予防注射を行います。日時は巡回日程表をご覧ください。犬を飼っている人は、都合の良い会場へお越しください。なお、登録済みの人には注射通知書が送付されますのでご持参ください。

▼料金

【新規】 6,300円

(注射料2,750円、注射済票手数料550円、登録手数料3,000円)

【注射のみ】 3,300円

(注射料2,750円、注射済票手数料550円)

▼注意事項

- ・注射会場では、常に飼い主が犬をおさえられるようにしてください。
- ・新たに犬を飼う場合は、犬の登録が必要になります。

・登録された愛犬に変更事項(死亡・住所異動)があった場合

合には届出が必要です。必ず町民生活課生活環境室へご連絡ください。



補助します

避妊・去勢手術費

繁殖を望まない飼い主の人に補助金制度のお知らせです。

▼補助金額

メス 4,000円

オス 3,000円

▼補助対象 町に登録されている犬

▼必要なもの 獣医師の領収書、認印、振込先口座番号

▼申込方法 町民生活課生活環境室で随時受け付けています。

▼問合せ先

町民生活課生活環境室
☎ 54・3111 (内線144)

巡回日程表

実施日	実施会場	時間
4月7日 (土)	小倉集会所	9:00~ 9:40
	小井堤町コミュニティセンター	9:50~10:10
	上野田集落センター	10:20~10:40
	役場北駐車場	10:50~11:30
	木戸集落センター	11:40~12:00
	下八幡神社	13:10~13:30
	陣場公会堂	13:40~14:00
4月8日 (日)	吉岡町児童館	9:00~ 9:30
	大久保集落センター	9:45~ 10:10
	三津屋田端公会堂	10:20~ 10:40
	駒寄住民センター 漆原文化センター	10:50~ 11:10 11:20~ 11:50
5月13日 (日)	小倉集会所	9:00~ 9:20
	役場北駐車場	9:30~ 10:10
	木戸集落センター	10:20~ 10:35
	大久保集落センター	10:50~ 11:05
	駒寄住民センター 漆原文化センター	11:15~ 11:30 11:40~ 12:00

宝くじ助成事業を活用した一般備品などの整備

町内の2つの自治会では、「魅力あるコミュニティ助成事業」の助成金を受け、新たな備品を購入しました。

これは、公益財団法人群馬県市町村振興協会からの市町村振興宝くじ(通称サマージャンポ宝くじ)によるものです。

自治会運営などに必要な一般・伝統芸能備品の整備を図り、今まで以上に充実した取り組みを目指します。

購入した備品

【南下自治会】

エアコン

【大久保寺下自治会】

太鼓





募集しています

マイクロボスなどの運転手

- ▼**応募要件** 大型運転免許を有し、マイクロボスなどの運転経験者で、65歳未満の人
- ▼**勤務内容** 勤務時間は定まらずでなく、研修視察など必要に応じてマイクロボスなどの運転を行う業務
- ▼**勤務時間** 時間単位で必要に応じて、土・日曜および祝日や夜間の勤務もあります。
- ▼**賃金** 時給970円
- ▼**受付** 総務政策課庶務行政室窓口にて
開庁時間内（午前8時30分から午後5時15分 土・日曜日および祝日を除く）に受け付け
- ▼**募集期間** 運転手1名の採用が決定次第終了
- ▼**問合せ先** 総務政策課庶務行政室
☎54・3111（内線121）

随時登録を受け付けています

介護認定調査員

- 町では、介護保険認定調査員を随時登録しています。
- 登録した後に、研修を受けた人に介護認定調査の多い時期に、認定調査を行っていただきます。
- ▼**資格要件** 介護支援専門員または保健師・看護師・准看護師などの有資格者で、かつ普通運転免許を有するパソコン（エクセル）への文字入力可能な人。
- ▼**主な勤務内容** 自宅や病院・施設などを訪問し、介護認定訪問調査を行い、その記録をする。
- ▼**勤務時間** 午前9時～午後5時まで
調査認定件数が多い時期に、土日祝祭日を除き週に3日程度。（不定期）

▼雇用予定時期

平成24年4月以降随時。認定調査の経験がある人を優先的に雇用します。

▼**賃金** 時給970円以上（保健師・正看護師は追加優遇あり）

▼提出物

- ①履歴書（写真貼付）、②資格免許の原本、③運転免許証
- ②③は原本を確認後コピーし返却します。

24年度まで延長します

窓口時間外延長サービスの試行

現在、町ではお勤めの人や共働き世帯の皆さまに対し、試行的に一部窓口業務の時間外延長を実施しています。この期間を次の内容で更に延長します。

▼試行期間

平成24年4月2日①～平成25年3月18日②

▼実施日時

毎月第1および第3月曜日の午後6時まで

※ただし、月曜日が祝日などで開庁の場合は、翌日の開庁日

▼実施窓口

町民生活課町民サービス室

▼提出・問合せ先

健康福祉課福祉室

☎54・3111（内線151）



▼業務内容

戸籍謄抄本・除籍謄抄本・その他戸籍証明書・住民票謄抄本・印鑑証明書・印鑑登録証交付・身分証明書などの諸証明書（町制施行証明書）

※ただし、印鑑証明書および町制施行証明書以外は、本人確認が必要となります。

▼必要となる本人確認書類

写真付きの官公庁発行の身分証明書（運転免許証・パスポート・住基カードなど）

▼問合せ先

町民生活課町民サービス室

☎54・3111（内線147）